

平成 24 年 6 月 15 日

法務大臣

滝 実 様

北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

(事務局) 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目

ノースキャピタルビル 4 階

Tel. 011-233-5130 Fax. 011-233-5135

危険運転致死傷罪の適用要件緩和など交通事犯の刑罰適正化に関する要望

北海道交通事故被害者の会は、1999 年 9 月結成以来、北海道交通安全協会より財政的支援を受けながら、自主的な相互支援、体験講話など啓蒙活動、そして交通犯罪や事故を根絶するための要望活動などを続けている被害者団体です。

私たちは、会が発足して間もなくの 2002 年 11 月、「こうした措置が執られていれば、私たちのような犠牲はなかった」という切実な思いを要望事項としてまとめ、以来「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項」を警察庁はじめ関係機関に毎年提出しております。

要望事項の中に、被害者の尊厳を守り交通死傷被害ゼロをめざす刑罰適正化がありますが、その要点は、交通犯罪を特別の犯罪類型として厳罰化することであり、危険運転致死傷罪の適用要件の緩和、自動車運転過失致死傷罪の最高刑の大幅引き上げ、および交通犯罪が軽く扱われる一因でもある刑法 211 条 2 項の「刑の裁量的免除」規定の廃止です。

この度、京都府亀岡市で起きた無免許運転による惨事を機に超党派国会議員による危険運転致死傷罪をはじめとする刑法の見直しが検討されていることに、大きな希望を抱いております。以下、本年 5 月の当会総会で確定された「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項」より、交通事犯の刑罰適正化に関する事項を要望を致します。一日も早い法改正を切に願います。

記

交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、交通犯罪に関する刑罰を適正に改めること。

- (1) 自動車は、その運転方法いかんによっては、凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により明らかである。危険な運転行為を行い、その結果、死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。そこで、交通犯罪は特別の犯罪類型として体系化すること。

- (2) 危険運転致死傷罪については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。
- (3) 「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑を大幅に上げること。死亡事件の最低刑を懲役 1 年以上とすること。
- (4) 飲酒によるひき逃げの場合の、「逃げ得」という矛盾を生まないことなど適正な刑罰とすること。
- (5) 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法 211 条 2 項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

《 補足理由 》

自動車運転は、運転方法次第では危険な行為になることは、社会的共通認識です。交通犯罪の場合は、過失犯であってもその結果の重大性に見合う処罰を科すことが、交通事故・犯罪抑止のために不可欠です。現状では、命の重みや被害の重大性に見合う刑罰とはなっておらず、そのことが交通事犯による死傷被害の常態化という大きな社会問題を呈しています。

悪質危険な運転行為による死傷被害が頻発しているように、現行の危険運転致死傷罪が必ずしもこうした危険運転の抑止につながっていない理由の一つは、その成立要件が厳格で実態に合っていないことです。例えば刑法 208 条の二 には「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車運転」する行為について「目的」という内心的要素を立証するという極めて高いハードルを設けています。また、同項には「赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。」と他の刑法の犯罪には無い要件「殊更に」という、これも内心的要素の立証が要件となっています。

そもそも、「通行中の人または車に著しく接近する行為」や「赤色信号又はこれに相当する信号を無視する行為は、」それ自体客観的に危険な行為なのですから、目的等の超過的主観的要素が無くともその結果が発生した以上、十分処罰に値すると考えるべきです。

また、京都府亀岡市の惨事を引き起こした無免許運転についても、「結果的に運転を制御する技能があれば危険運転致死傷罪に該当しない」という、無免許運転の悪質性に矛盾した認定がなされないよう、改正が必要です。

救護義務違反行為は、人の生命に対して及ぼす危険性が大きく、また、自己の犯罪行為の証拠隠滅という卑劣な行為でもあり、重罪として処罰する根拠が十分にあります。

また、ひき逃げの場合、厳格な要件の下ではありますが、自己の過失行為を先行行為として、不作為による殺人罪を認めることもあります。その要件を満たさないがこれに近い行為態様というべき救護義務違反行為について、殺人罪とバランスのとれた範囲で刑罰を科することは、十分に根拠があると考えます。

「刑の裁量的免除」規定は、検察官による「起訴便宜主義」により交通事犯の 9 割近くが不起訴となっている不当な現状を刑法が追認し、さらには自動車運転業務についてのみ免除が設けられることで、交通事犯を一般の業務上過失致死傷罪に比べ軽く扱うという間違った通念が広がってしまいます。

以上